



2011年1月25日改定版

IEEE EDS 関西チャプター運営規約

はじめに

IEEE (The Institute of Electrical and Electronics Engineers, Inc. 445 Hoes Lane Piscataway, NJ, USA) には部門別の組織である Society と地域別の Regional 組織がある。IEEE EDS 関西チャプター (以後、EDS 関西チャプターと記載する) は、Electron Device Society (EDS) に属する日本在住の IEEE 会員のうち、大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、滋賀県、和歌山県、福井県在住の会員によって構成される一地方単位組織 (チャプター、Chapter) であり、IEEE の Regional 組織としては、Region-10 Kansai Section の傘下となる。

第1条 EDS 関西チャプター内の組織

EDS 関西チャプターの活動を活発かつ円滑に運営するために、チャプター内に下記の Committee を設け、責任者として Committee Chair 1名と、実行委員たる Committee Member を置くとともに、運営の潤滑化を図るため若干名のシニアアドバイザーとアドバイザーを置く。

(1) Nomination Committee

DL (Distinguished Lecturer)や、Fellow の指名をはじめとする、Nomination 活動を行う。

(2) Award Committee

EDS 関西チャプター独自の Award である関西コロキウム電子デバイスワークショップにおける「IEEE EDS Kansai Chapter of the Year Award」や「IEEE EDS Kansai Chapter MSFK Award」などの Award の企画、受賞者の選考を行う。

(3) Publicity & Publication Committee

EDS 関西チャプターの Website の運営、EDS News letter 原稿の作成/投稿をはじめとする各種広報活動を行う。

(4) Technical Committee

関西コロキウムワークショップなど、EDS 関西チャプター主催のワークショップの企画とアレンジを行う。

(5) Education & Membership Committee

DL ミーティングの企画、アレンジ等の教育活動と、これを通じた Member 数増





加の取り組みなど、Member 全体へのサービス活動を行う。

(6) 国際会議担当

EDS 関西チャプターが主催する国際会議 "International Meeting for Future of Electron Devices, Kansai (IMFEDK)" の IEEE 本部とのコンタクト・パーソンとして働き、実際の運営は、第 8 条(2)に規定する IMFEDK 実行委員会を別に組織する。

(7) シニア・アドバイザー

EDS 関西チャプターの事業に大きな貢献を果たした者であり、チャプターの運営に専門的な見地から協力し、Committee の業務を専門的な知識と経験に基づき補佐する。

(8) アドバイザー

関西エリアに在住し、専門分野において顕著な業績を残され、現在も積極的な学会活動を行われている者であり、EDS 関西チャプターの運営に専門的な見地から意見を述べ、チャプター全般の業務のスムーズな運営に協力する。

第 2 条 Kansai Chapter の Member の種類

(1) Member (会員)

IEEE Electron Device Society に属する日本在住の IEEE 会員で、大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、滋賀県、和歌山県、福井県在住のもの。

(2) Committee Member (委員)

大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、滋賀県、和歌山県、福井県に在住する Electron Devices の研究開発に携わる研究者、エンジニアの中から、分野ならびに地域を代表して活動するものを Committee Member として選出する。

(3) Committee Chair (委員長)

第 1 条の各 Committee の責任者。第 2 条(2)の Committee Member から選出する。

(4) Officer

チャプターを代表して EDS 関西チャプターの運営を推進するとともに、IEEE 米国本部、日本 Council との連絡報告を行う。IEEE 米国本部に承認されたチャプターの公式な (Official) な代表であり、Chair, Vice Chair, Secretary, Treasurer 各 1 名、計 4 名で構成される。





(5) 役員/委員及び役員会/委員会

Officer と Committee Chair 及びシニアアドバイザーを役員とし、役員会を組織する。 委員会は、役員と委員 (Committee Member) で構成する。

第3条 総会、役員会および委員会の定義および運営

- (1) 総会は、チャプター所属の全会員を対象とし、委員会で企画され Chair の承認により年1回年度初め（1月頃）に開催する。また、必要に応じて臨時の総会を開催することができる。総会の目的は、前年度の活動報告及び会計報告を行うことであり、出席者の承認を得ることにより前年度の活動が完了する。また、新年度の活動計画を提案し、了承を得るものとする。
- (2) 役員会は第2条(5)の役員により構成され、必要に応じて Chair の要請により開催する。
- (3) 委員会は第2条(5)の役員及び委員により構成され、必要に応じて Chair の要請により開催する。

第4条 役員の選出

(1) Officer の選出

第2条(4)の Chair 及び Vice Chair は、EDS 関西チャプターの Member の合意の基に選出する。候補者は委員会にて選出し、EDS 関西チャプターの website 等に6週間以上公示された後、総会で承認される。原則として前任の Vice Chair が次期 Chair の候補者となる。また、公示期間中に会員から立候補があった場合は、11月に臨時総会を開催し、新 Officer の選挙を行う。選挙の方式は、臨時総会出席者および委任状の総数で投票し、上位2者の決選投票で決定する。

Secretary と Treasurer は Chair 及び Vice Chair と緊密な連携を必要とするため、Secretary は Chair が、Treasurer は Vice Chair が指名する。

(2) Committee Chair の選出

第2条(3)の Committee Chair は Chapter Chair が任命する。ただし、原則として第1条(6)の国際会議担当の Chair は前任の Chapter Chair がこれを勤める。

(3) Senior Adviser の選出

第1条(7)の Senior Adviser は、過去に役員を歴任したもののの中から Chapter Chair が任命する。

第5条 Committee Members の選出

第2条(2)の Committee Member は Committee Chair が推薦した中から、Chapter Chair が任命する。





第6条 役員任期

- (1) **Officer** の任期は1月1日から翌年の12月31日までの2年間とする。
- (2) 第2条(3)の **Committee Chair** および同(2)の **Committee Member** の任期は1年とする。ただし、再任は認めるものとする。

第7条 予算の管理

- (1) IEEE 米国本部 (The Institute of Electrical and Electronics Engineers, Inc. 445 Hoes Lane Piscataway, NJ, USA) の予算管理ルールに従い管理するものとする。
- (2) 予算の管理会計年度は、IEEE 米国本部の指示に従い、1月1日～12月31日までの1年間とし、EDS 関西チャプターの執り行うすべても行事は、この会計年度に従うものとする。
- (3) **Treasurer** は、毎年度末(12月)に IEEE 米国本部に対して会計報告を行なうとともに、EDS 関西チャプター総会(翌1月)において会計報告を行い、予算執行および管理内容の承認を得るものとする。

第8条 International Meeting for Future of Electron Devices, Kansai (IMFEDK)

- (1) IMFEDK は、EDS 関西チャプターが主催する先端電子デバイス・プロセス及びその評価・解析に関する国際会議であり、特に若手研究者や学生会員の育成に重点を置き、メンバーが存分に議論・活躍できる場として位置付けている。
- (2) IMFEDK を主催するに当たり、第1条(6)の国際会議担当の **Chair** が実行委員長となって実行委員会を組織し、IEEE 米国本部の規定する **Policy** に沿って国際会議の運営を行なう。
- (3) 各年度毎に IMFEDK 実行委員会内に別紙記載の事務局を置き、運営業務の取纏を行なうものとする。
- (4) 国際会議を運営するために、IEEE 米国本部の規定する **Policy** に従い、本国際会議専用の銀行口座を開設し、各年度毎に IMFEDK の運営に関わる費用の収支を明確にする。本口座の管理は、当該年度の EDS 関西チャプターのオフィサーと連携しながら IMFEDK の事務局が行なうものとする。

第9条 運営規約の改定

- (1) 運営規約は、IEEE 米国本部の **Policy** に従って、具体的な運営のルールを定めるものとする。
- (2) IEEE **Policy** の見直しや実際の運営に当たって必要な運営規約の改定は、委員会にて審議の上、過半数の賛成により可能とする。

2011年1月25日

